

議案第40号・41号資料

「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」及び「川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の制定について

1 市立学校における学年始休業の現状と課題

市立学校における学年始休業は、「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」及び「川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則」並びに「川崎市立高等学校の管理運営に関する規則」（以下「管理運営規則」という。）で「学年始休業 4月1日から4月4日まで」と定められており、通常、4月5日を始業日として入学式や始業式を行っている。

学年始休業中には、入学式等の準備や業務等の引継、職員会議等の新年度準備を行う必要がある、教職員は多忙な状況にある。また、学年始休業中に土日が含まれ、準備期間が平日2日間しか確保できない場合、休日出勤せざるを得ない状況となっている。

また、GIGAスクール構想の取組などのICT関連の事務作業も含め、学校に求められる業務が社会情勢の変化とともに増加しており、新年度開始に向けた準備時間が十分に確保できないという課題がある。

2 学年始休業の変更

新年度準備時間の確保のため、「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」（令和4年3月）に学年始休業の変更を位置付け、始業日までの平日を最低3日間確保するため、管理運営規則の見直し等を含め検討することとし、令和4年度は学年始休業変更の試行を実施した。

《参考：令和4～6年度の始業日》

令和4年度4月							令和5年度4月							令和6年度4月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2							1		1	2	3	4	⑤	6
3	4	5	⑥	7	8	9	2	3	4	5	⑥	7	8	7	8	9	10	11	12	13

始業日を6日にする。
準備期間は3日間

始業日を6日にする。
準備期間は3日間

始業日を5日にする。
準備期間は4日間

3 学年始休業の変更の検証

学年始休業の変更を検証するため、全市立学校長（対象者：延べ175人）を対象として、アンケートを実施した。

アンケートの結果、始業日までの平日を最低3日間確保することができるよう学年始休業を変更することについて166人が「よい」と評価しており、入学式等の準備時間の確保（意見数：117件）や職員間での共通理解を図る時間の確保（意見数：34件）、時間外勤務等の軽減（意見数：28件）等につながったことが確認できた。

4 管理運営規則の改正

学年始休業の変更の検証を踏まえ、学年始休業の見直しと併せて、2学期制・3学期制にかかわらず、夏季休業や冬季休業の期間を各学校の判断で決定できるよう、「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」及び「川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則」の一部を改正する規則を制定する。

（5）学年始休業 4月1日から同月4日まで。ただし、同月1日から同月3日までのいずれかの日が土曜日に当たるときは、同月1日から同月5日まで

「川崎市立高等学校の管理運営に関する規則」については、全日制高等学校全校及び橘高等学校定時制が2学期制、橘高等学校を除く定時制高等学校3校が3学期制をそれぞれ採用しているものの、夏季休業及び冬季休業が固定されていることから、各学校の判断により教育課程の編成が可能

となるよう、学年始休業等の見直しと併せて、秋季休業を新設するほか夏季休業や冬季休業の見直しを行うため、「川崎市立高等学校の管理運営に関する規則」の一部を改正する規則を制定する。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(5) 学年始休業 4月1日から同月4日まで。ただし、同月1日から同月3日までのいずれかの日が土曜日に当たるときは、同月1日から同月5日まで</p> <p>(6) 夏季休業、秋季休業、冬季休業 7月1日から翌年1月31日までの間の56日以内で、校長があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める日</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

なお、管理運営規則の改正後、速やかに学校への通知を行う。

学年始休業の変更に関するアンケート調査結果

- 1 調査の目的 今年度に試行した学年始休業の変更について検証を行うもの。
- 2 調査実施期間 令和4年10月7日から令和4年10月13日まで
- 3 対象・回答数 全市立学校長（175校※田島支援学校桜校含む）、回答数：延べ175人
- 4 調査結果

- (1) 問1 始業日までの平日を最低3日間確保することができるよう学年始休業を変更することについてどう思われますか。（択一）

よい	166人
どちらかといえばよい	9人
どちらかといえばよくない	0人
よくない	0人

- (2) 問2 問1で「よい」「どちらかといえばよい」「どちらかといえばよくない」「よくない」を選んだ理由をお書きください。（自由記述）

意見趣旨	同趣旨意見数
入学式や始業式、業務の引継、事務処理、学級開き等の準備時間が確保できるから	117件
初任者や異動者を含む職員間で、学校経営方針等について共通理解を図る時間が確保できるから	34件
初任者や異動者には特に準備の時間が必要だから	31件
休日出勤をする必要がなくなったから・時間外勤務等が軽減されるから	28件
児童生徒等の情報等の引継が入念できるから	22件
○その他の意見 自然教室の実踏に行く教員の新年度準備時間の確保等につながるから（18件）、教職員に心理的な余裕ができるから（12件）、もっと長くしてほしい（6件）等	

- (3) 問3 学年始休業の変更について、子どもや保護者、地域の方等から寄せられたご意見がございましたらお書きください。（自由記述）

- ・ 早期に周知されたことで、保護者も無理なく予定が立てられ、子どもたちの精神的な負担が減ったように感じるとの意見があった。
- ・ 毎年、始業日を確認しなくてはならない。周知徹底をと地域の方から意見があった。
- ・ 地域の方にも、準備時間が必要であることはご理解頂けている。等

- (4) 問4 その他のご意見がございましたらご記入ください。（自由記述）

- ・ 今年度のように土日があると、土日出勤は当たり前になっていた。
- ・ 児童・保護者の引継事項や年間の見通しなど学校を運営していくための計画が立てやすい。
- ・ 特に異動後は、入学式等の準備や自然教室の実踏など、様々な点から3日間確保が望ましい。
- ・ 保護者や地域から始業日について問い合わせはかなり前から来るため早めに周知したい。
- ・ 業務に正確性を求められ、限られた人員と時間で対応している中、子どもたちと向き合う準備は休日等に行わざるを得ない。少しでも時間を確保したい。
- ・ 高校は異動すると教科書も変わり、研究に時間が必要になるため、最低3日間は必要。等